

愛知建築士会中支部 行政懇談会

平成 26 年 2 月 14 日（金）

当日会場で出された質問に対する回答

天井の脱落対策について

Q：関係法令等が 4 月 1 日に施行されますが、4 月 1 日までに着工する予定で申請手続きが終了し確認済証が発行されたものは、関係する規定への適合が不明なままの状態に着工を迎えることになります。そのようなケースで着工が 4 月 1 日より後にずれた場合の手続きについては、どのようにすればよいでしょうか。

A：確認済証交付時には関連する規定への適合が不明なまま、着工が 4 月 1 日以降になる場合は、申請者側で特定天井に該当するかどうか、規定への適合について検証を行う必要があります。検討を行い、特定天井に該当する場合は、特定天井の規定に適合させる必要があります。完了検査時に特定天井の規定に適合していない場合は、検査済証が発行されません。

申請者側での検討の結果、設計内容に変更が生じれば、原則として計画変更の手続きが必要となります。

「そのような場合は、出来る限り着工するような形で現場では対応している」とのご意見が出席者の方からありました。

裏面あります。

## エレベータ、エスカレーター等の脱落防止措置について

Q：昇降機等の脱落対策の関連法令の改正の概要はどのようなものですか。解説書等がありますか。  
構造審査担当で審査するのですか、設備審査担当で審査するのですか。

A：エレベータ、エスカレーター等の脱落防止措置については、次の(1)、(2)が改正の概要です。  
(1)エレベーター及び遊戯施設は、釣合おもりについて地震その他の震動により脱落するおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとし、また、構造計算により地震その他の震動に対して構造耐力上安全であることを確かめることとする。  
(2)エスカレーターは、地震その他の震動により脱落するおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであることとする。

国土交通省のウェブサイト等に関連する情報が掲載されていますので、ご参照ください。

- ・建築基準法施行令の一部を改正する政令について（平成25年7月9日）

[http://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000414.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000414.html)

- ・建築基準法施行令の一部を改正する政令について（平成26年4月施行）

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000053.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000053.html)

- ・社会資本整備審議会 第18回建築物等事故・災害対策部会 配付資料

参考資料3 地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件等を制定・一部改正する告示案について

<http://www.mlit.go.jp/common/000995309.pdf>

昇降機等の構造耐力上の規定に関することを、どのように審査するかについては、各審査機関ごとに取扱いが異なるものと思われます。名古屋市においては、設備審査担当で審査することになります。

Q：建築物本体は、法施行日（4月1日）より前に着工していますが、昇降機等が個別に遅れて申請（別願申請）され、4月1日以降に着工する場合に規定は適用されますか。

A：別願申請された場合の法適用の考え方については、以前の法改正において建築物本体の着工日で判断するという事例がありましたが、法の趣旨からは、4月1日より後に着工するものについては新しい法令に適合することが望ましいと考えます。